

## 平成 30 年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

### 1 市民意見を聴く手続の実施状況

三田市市政への市民参加条例（以下「条例」という。）では、下表のとおり、市長や教育委員会などが条例第 7 条第 1 項各号に掲げる対象事項を検討等する際には、第 8 条各号の市民意見を聴く手続を適切な時期に 2 つ以上（条例など議会の議決事項に該当する場合は 1 つ以上）実施する必要があると規定しています。

＜平成 30 年度の運用状況＞ 【資料 5-2】 のとおり

対象事項 (7 条)	市民意見を聴く手続(8 条)
(1) 市の憲章、宣言等 (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等 (3) 市政における基本的な事項を定める条例 (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例 (5) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	ア 附属機関（公募・名簿委員の割合が 3 割以上） イ パブリックコメント(30 日以上) ウ 意向調査 エ ワークショップ
＜上記の例外＞ ・市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの ・市長等の裁量の余地がないもの ・市長等の機関内部の事務処理に関するもの ・関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの ・緊急に行わなければならないもの	オ 公聴会 カ 意見交換会 キ その他の手続

### 2 市政参加市民名簿の登録状況と活用実績

条例第 22 条で、市長は、市民意見を聴く手続（上表右欄ア～キ参照）への参加を依頼することができる市民名簿（無作為抽出）を調製できる旨規定しています。

市では、毎年実施している三田市市民意識調査の調査対象者（18 歳以上無作為抽出、3,000 人）に対して、本来の調査票及び返信用封筒のほかに、名簿登録の勧誘チラシ、申込書、返信用封筒（名簿登録用）を付けて送付しました（6 月発送）。

＜名簿登録状況＞

	発送数	登録申し込み者数				名簿登載期間 (条例上 2 年以内)
		総数	男	女	備考	
H29 年度	3,000	319	192	127	H29 年 8 月時点	R 元年 7 月末まで
H30 年度	3,000	283	171	112	H30 年 7 月時点	R 2 年 7 月末まで
計		602	363	239		

＜名簿の活用状況＞ 【資料 5-3】 のとおり

### 3 附属機関における公募委員・名簿委員の状況 【資料 5-4】 のとおり

### 4 まちづくり提案の提出状況 提出されませんでした。

### 5 その他 条例改正の予定は、現在のところありません。

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針			所管課	公共施設マネジメント推進課
種別	基本的な計画	区分	新規	議決要否	不要
作業期間	2017年度 ~ 2018年度	確定時期	2018年12月策定	計画期間等	2019年度 ~ 2028年度 (10年)
計画等の概要	<p>既存の公共施設等について、人口減少が進み、増大する社会保障費、まちの発展に伴い集中的に整備した多くの公共施設において、近い将来一斉に迎えることになる維持更新経費が増大する見込みであることから、今後の公共施設等の基本的な考え方、個別施設の方向性等を具体的に整理したものである。</p> <p>&lt;主な基本方針の内容&gt;  文化、スポーツ、レクリエーションなどの施設についての施設判断基準の明示  方針策定後、まちづくり協議会などの地域団体等が地域の課題解決や活性化のため、廃止となった公共施設等を自らが主体となって活用することを市長へ提案できる制度(地域イニシアチブ)の創設  125施設に対する個別施設の方向性の明示</p>				
策定作業の流れ	<p>三田市公共施設等総合管理計画を受け、今後の課題と方向性を整理した基本方針(案)をもとに、意見交換会等を通じて市民理解の深化を図るとともに、市民意見を反映した基本方針を策定する。</p> <p>また、当方針は施設利用者に対する影響が大きいことから、パブリックコメントの期間を通常(30日以上)よりも長い期間(約9ヶ月)を設定するとともに、概ね3ヶ月ごとに寄せられた意見の概要を公表するなど、市民への周知と意見の方針への反映を図る。</p> <p>2017年3月 三田市公共施設等総合管理計画の公表  2017年10月 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針(案)の公表  2017年12月【全体版】公共施設タウンミーティング(1回)  2018年1月~10月 パブリックコメント  2018年6月~9月【地域版】公共施設タウンミーティング(5回)  2018年12月 基本方針を策定</p>				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	意見交換	パブコメ	

## 計画等の策定に活用した手法

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針(案)			
	実施期間(日数)	2018年1月5日 ~ 2018年10月1日 (270日間)	意見の件数(人数)	15件 (14人)	
	意見の概要	<p>公共施設マネジメント全般に関する意見...1件  総合管理計画における目標等に関する意見...1件  陶芸館に関する意見...13件</p>			
	結果の活用	<p>タウンミーティングやパブリックコメント等の意見を踏まえ、基本方針の「個別施設等(陶芸館、青少年育成センター、青野ダム、野外活動センター)の方向性」等について修正を行った。また、寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。</p>			

意見交換会	名称	【全体版】公共施設タウンミーティング	対象者	全市民(在住、在勤、在学含む)	
	実施期間(回数)	2017年12月23日	(1回)	参加者数	45人
	概要	<p>基調講演「公共施設マネジメントの必要性和まちづくりのあり方」  三田市の公共施設の現状・基本方針(案)の説明  参加者の皆さんとの意見交換</p>			
	名称	【地域版】公共施設タウンミーティング	対象者	全市民(在住、在勤、在学含む)	
	実施期間(回数)	2018年6月10日 ~ 2018年9月23日	(5回)	参加者数	79人
	実施概要	<p>三田市の公共施設の現状・マネジメントの必要性・基本方針(案)の説明  参加者の皆さんとの意見交換</p>			
結果の活用	<p>タウンミーティングやパブリックコメント等の意見を踏まえ、基本方針の「個別施設(陶芸館、青野ダム、野外活動センター)の方向性」等について修正を行った。特に陶芸館のうち旧館については、三輪明神窯史跡園を補完する施設へと方針を修正した。</p>				

その他	<p>基本方針については5年で見直す予定である。なお、学校教育系施設のあり方の方向性が定まった際には、その時点で再検討する。</p> <p>三田市地域イニシアチブ制度(廃止となった公共施設又は学校の余裕教室等を、地域の課題解決や活性化のために、自らが主体となって活用することを市長に提案できる制度)を、2019年4月から運用する。</p>
-----	---

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市産業創造戦略				所管課	産業政策課
種別	基本的な計画	区分	新規	議決要否	不要	
作業期間	2017年度 ~ 2018年度	確定時期	2019年2月策定		計画期間等	2019年度 ~ 2028年度 (10年)
計画等の概要	成熟したまちにふさわしい「生活・産業都市」への転換を図るため、多様な人材が活躍する「ひとづくり」、地域資源を産業創造に具体化する「ものづくり」、持続的な発展の基盤となる魅力ある「まちづくり」を総合的に推進する。					
策定作業の流れ	戦略の策定にあたり、市内外の産官学の有識者で構成された三田市産業創造戦略懇話会での提言を受けるとともに、市内企業、商工業関係者との意見交換会を重ねることで得られた意見等を反映している。 2017年5月～2017年10月 三田市産業創造戦略懇話会(4回) 2017年9月 三田市産業創造戦略の策定に向けた意見交換会(2回) 2017年11月 三田市産業創造戦略懇話会より提言書 2019年1月～2月 戦略案に対するパブリックコメント 2019年1月 三田市産業創造戦略の策定に向けた意見交換会(3回)					
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	意見交換	パブコメ		

### 計画等の策定に活用した手法

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市産業創造戦略の案			
	実施期間(日数)	2019年1月4日 ~ 2019年2月4日 (32日間)	意見の件数(人数)	25件 (5名・1団体)	
	意見の概要	・戦略案を修正するもの...5件 ・提案として今後の取組の参考とするもの...20件			
	結果の活用	いただいた意見をもとに戦略案を修正するとともに、今後の取り組みの参考とした。また、意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。			

意見交換会	名称	三田市産業創造戦略の策定に向けた市長意見交換会	対象者	三田市商工会	
	実施期間(回数)	2017年9月14日	(1回)	参加者数	8人
	実施概要	懇話会の中間報告 出席者との意見交換			
	名称	三田市産業創造戦略の策定に向けた市長意見交換会	対象者	三田青年会議所	
	実施期間(回数)	2017年9月15日	(1回)	参加者数	10人
	実施概要	懇話会の中間報告 出席者との意見交換			
	名称	三田市産業創造戦略の策定に向けた意見交換会	対象者	三田市商工会	
	実施期間(回数)	2019年1月15日	(1回)	参加者数	10人
	実施概要	三田市産業創造戦略案の説明 出席者との意見交換			
	名称	三田市産業創造戦略の策定に向けた意見交換会	対象者	テクノパーク企業協議会	
	実施期間(回数)	2019年1月16日	(1回)	参加者数	19社24人
	実施概要	三田市産業創造戦略案の説明 出席者との意見交換			
名称	三田市産業創造戦略の策定に向けた意見交換会	対象者	三田青年会議所		
実施期間(回数)	2019年1月22日	(1回)	参加者数	8人	
実施概要	三田市産業創造戦略案の説明 出席者との意見交換				
結果の活用	意見交換会を通じて得られた意見等は、戦略に掲げる具体的な取組内容(創業支援、企業誘致の促進、インキュベーション機能の整備等)に反映した。				

その他	
-----	--

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第2期三田市子ども・子育て支援事業計画				所管課	こども政策課
種別	基本的な計画	区分	改正	議決要否	不要	
作業期間	2018年度 ~ 2019年度	確定時期	2020年3月策定		計画期間等	2021年度 ~ 2025年度 (5年)
計画等の概要	子ども・子育て支援法第61条に基づく、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた第2期計画の策定。当計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「三田市次世代育成支援地域行動計画」を継承する計画と位置づけ作業を進める。					
策定作業の流れ	計画の策定にあたり、前計画に基づく取り組みの検証を行うとともに、市民の子育て関連施策へのニーズや教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向等を把握し、計画に反映を図る。 2018年9月～2019年9月(予定) 三田市子ども審議会(2018年度は3回) 2018年12月 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(就学前児童保護者、小学生保護者)、子どもの生活に関する調査(中学生・高校生)の実施 2019年2月 子ども・子育て支援事業計画策定に関する関係機関・団体調査の実施 2019年11月(予定) 計画案に対するパブリックコメント 2020年3月(予定) 計画策定					
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	附属機関	意向調査	パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市子ども審議会	委員数 (うち市民委員数・%)	16人(5人) 32.0%
	審議の経過	2018年11月 第2期三田市子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる諮問子ども審議会(2018年度は3回)において、アンケート調査等について審議した。 2019年10月答申(予定)		

パブリックコメント	パブコメの対象	第2期三田市子ども・子育て支援事業計画の案		
	実施期間(日数)	2019年11月(予定)	意見の件数(人数)	
	意見の概要			
	結果の活用			

意向調査	調査対象	就学前児童保護者		調査方法	郵送	
	対象者数	1,500人	回答数(回答率)	748人 (49.9%)	調査期間	2018年12月10日 ~ 2018年12月25日
	設問概要	子どもの育ちをめぐる環境 保護者の就労状況 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 土曜・休日の定期的な保育事業の利用希望 病気の際の対応 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 地域の子育て支援事業の利用状況 小学校就学後の放課後の過ごし方 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度 子育ての不安と悩み 家庭での枠割分担 地域における子育て環境 市での子育て環境や施策・事業等				
	調査対象	小学生保護者		調査方法	郵送	
	対象者数	1,000人	回答数(回答率)	516人 (51.6%)	調査期間	2018年12月10日 ~ 2018年12月25日
	設問概要	子どもの育ちをめぐる環境 保護者の就労状況 病気の際の対応 一時預かり等の利用 小学校就学後の放課後の過ごし方 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度 子育ての不安と悩み 家庭での枠割分担 地域における子育て環境 市での子育て環境や施策・事業等				

意向調査	調査対象	中学生・高校生		調査方法	学校を通じて配布・回収	
	対象者数	988人	回答数(回答率)	956人 (96.8%)	調査期間	2018年12月6日 ~ 2018年12月21日
	設問概要	三田市の子育て、子どもが育つ環境について 三田市の子ども・子育て支援に関する施策について 子ども・子育て支援に関し、団体(個人)が今後力を入れたい活動等				
	結果概要	4月に報告書を取りまとめ後、公表の予定				
その他						

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市立幼稚園あり方に関する基本方針			所管課	幼児教育振興課
種別	基本的な計画	区分	新規	議決要否	不要
作業期間	2018年度	確定時期	2019年1月策定		計画期間等
計画等の概要	全国的な少子化の流れの中で、本市でも学校園の一部で小規模化が進み、保育・教育への様々な課題が出てきており、市立幼稚園の園児数の減少は極めて深刻な状況となっている。こうした状況から、市立幼稚園を取り巻く様々な課題や国の制度改正を考慮しつつ、これからの市立幼稚園の方向性を示すために取りまとめたもの。				
策定作業の流れ	方針の策定にあたっては、学識経験者・自治会・PTA・市民委員・学校園関係者で構成する三田市立学校園のあり方審議会において、市立幼稚園の現現状と課題の検証を踏まえ、今後の市立幼稚園のあり方等について審議を行い、いただいた答申を尊重し、基本方針を策定した。 2018年4月～2018年9月 三田市立学校園のあり方審議会(5回) 2018年11月～12月 基本方針案に対するパブリックコメント 2019年1月 基本方針策定				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	附属機関	パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市立学校園のあり方審議会		委員数 (うち市民委員数・%)	13人(4人) 31.0%
	審議の経過	2017年7月 三田市立学校園のあり方基本方針の策定について諮問 三田市立学校園のあり方審議会において、「市立小中学校の今後のあり方」(7回)の審議に引き続き、「市立幼稚園の今後のあり方」について、新制度への対応や保護者ニーズの多様化、幼稚園の小規模化等、市立幼稚園を取り巻く現状を踏まえ、より良い保育・教育環境を確保することを視点に審議(5回)した。 2018年9月 答申			
パブリックコメント	パブコメの対象	三田市立幼稚園のあり方に関する基本方針の案			
	実施期間(日数)	2018年11月1日 ~ 2018年12月3日 (33日間)	意見の件数(人数)	40件(12人)	
	意見の概要	・方針案を修正するもの...0件 ・提案として今後の取組の参考とするもの...40件			
	結果の活用	いただいた意見は基本方針に基づく取り組みの参考とした。また、意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。			
その他					

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第2次三田市地域福祉計画 中間評価・見直し			所管課	地域福祉課
種別	基本的な計画	区分	改正	議決要否	不要
作業期間	2018年度 ~	確定時期	2019年3月策定	計画期間等	2014年度 ~ 2022年度 (9年)
計画等の概要	社会福祉法107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、福祉の総合計画ともいわれる。地域福祉の様々な担い手(行政・市民・事業者等)の協働により、総合的・計画的に地域福祉を進めていくための理念と仕組みをつくる計画である。				
策定作業の流れ	<p>見直しのポイント</p> <p>社会福祉法第107条の趣旨に沿って、住民、社会福祉を目的とする事業を営むもの、社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映して策定した。</p> <p>行政、市民、事業者の取り組みについて、経年による社会情勢の変化等に基づく内容に修正した。</p> <p>地域福祉計画(市)と地域福祉推進計画(社協)を個別に策定し、責任体制を明確にした。</p> <p>地域共生社会の実現に向けた視点を盛り込んだ。</p> <p>成年後見制度利用促進基本計画を本計画の一部として策定した。</p> <p>スケジュール</p> <p>2018年5月 三田市健康福祉審議会(1回)</p> <p>2018年5月~10月 三田市健康福祉審議会地域福祉部会(5回)</p> <p>2018年6月~7月 市民意識調査</p> <p>2018年12月~2019年1月 パブリックコメント</p> <p>2019年3月 計画策定</p>				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	意向調査	パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市健康福祉審議会地域福祉部会	委員数 (うち市民委員数・%)	11人(0人) 0.0%
	審議の経過	2018年5月「第2次三田市地域福祉計画」の中間評価・見直しについて諮問 三田市健康福祉審議会地域福祉部会(5回)において、これまでの取り組みの評価を行い、近年の社会環境の変化や新たな課題に対応するため審議を行った。 2018年11月 答申		

パブリックコメント	パブコメの対象	第2次三田市地域福祉計画 中間評価・見直し案		
	実施期間(日数)	2018年12月5日 ~ 2019年1月4日 (31日間)	意見の件数(人数)	5件(2人)
	意見の概要	・提案として計画推進の参考とするもの...4件 ・その他の意見...1件		
	結果の活用	意見は今後の計画推進の参考とした。また、寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。		

意向調査	調査対象	市内に在住する18歳以上の市民	調査方法	郵送(インターネット回答も可)
	対象者数	2,997人	回答数(回答率)	1,439人 (48.0%)
	設問概要	<p>隣近所との付き合いの程度 「地域福祉活動」の参加状況</p> <p>「地域福祉活動」に参加していない理由 「避難行動要支援者支援制度」の認知状況</p> <p>「地域福祉支援室」の利用・認知状況 「福祉サービス」の利用経験の有無</p> <p>福祉サービスを利用して最も困ったこと 「ユニバーサルデザイン」の言葉の理解度</p> <p>「福祉のまち」づくりに関する行政と地域住民との関係</p> <p>「成年後見制度」の利用・認知状況 「成年後見制度」を知ったきっかけ</p> <p>「成年後見制度」の利用意向 「成年後見制度」を利用したくない理由</p> <p>「成年後見制度」で援助者(後見人など)になってもらいたい人</p>		
	結果概要	今回の調査により、地域のつながりのほか、福祉のまちづくりに関する地域住民の意見や課題について把握することができた。調査結果は地域福祉部会に資料として提出するなど、計画見直しの基礎資料として活用した。また、第2次三田地域福祉計画の資料編に調査結果概要を掲載した。		

その他	
-----	--

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第2次健康さんだ21計画 中間評価・見直し			所管課	健康増進課
種別	基本的な計画	区分	改正	議決要否	不要
作業期間	2018年度 ~	確定時期	2019年3月策定	計画期間等	2019年度 ~ 2022年度 (4年)
計画等の概要	健康増進法に基づき、2014年7月に市町村健康増進計画として「第2次健康さんだ21計画」を策定した。今回、計画の進捗の確認、及び着実な推進を目的として中間評価を実施し、急激な高齢化の進展等の社会環境の変化を考慮した目標、及び取り組みについての見直しを行った。また、見直しに併せ自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画を本計画の一部として策定した。				
策定作業の流れ	<p>見直しのポイント</p> <p>急速な高齢化に対応し、健康寿命の延伸への総合的な取り組みを重点化する。</p> <p>健康マイレージ制度の活用等により、市民一人一人の主體的な健康管理、健康づくり、生活習慣改善の取り組み推進の視点を盛り込む。</p> <p>身体機能が低下する高齢者や将来の健康リスクが高まる働き盛り世代、及び健康的な生活習慣を確立するための次世代など、それぞれのライフステージに応じた啓発、支援等の取り組みを明確化する。</p> <p>自殺対策計画を本計画の一部として策定する。</p> <p>スケジュール</p> <p>2018年2月 健康に関する市民アンケート</p> <p>2018年5月 三田市健康福祉審議会(1回)</p> <p>2018年5月~10月 三田市健康福祉審議会健康部会(5回)</p> <p>2018年12月~2019年1月 パブリックコメント</p> <p>2019年3月 計画策定</p>				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	意向調査	パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市健康福祉審議会健康部会	委員数 (うち市民委員数・%)	11人(0人) 0.0%
	審議の経過	2018年5月「第2次健康さんだ21計画」の中間評価・見直しについて諮問 三田市健康福祉審議会健康部会(5回)において、市民アンケート調査結果、前期計画の現状評価及び現状課題、基本方針、施策展開、数値目標等について審議した。 2018年11月 答申		

パブリックコメント	パブコメの対象	第2次健康さんだ21計画 中間評価・見直しの案		
	実施期間(日数)	2018年12月5日 ~ 2019年1月4日 (31日間)	意見の件数(人数)	5件(2人)
	意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案として計画推進の参考とするもの...4件</li> <li>・その他の意見...1件</li> </ul>		
	結果の活用	意見は今後の計画推進の参考とした。また、寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。		

意向調査	調査対象	市内に在住する18歳以上の市民	調査方法	郵送
	対象者数	2,000人	回答数(回答率)	904人 (45.2%)
	設問概要	健康観 健診受診 がん検診受診 健康づくりへの取り組み 運動習慣 喫煙 飲酒 心の健康づくり 地域活動への参加		
	結果概要	調査により、市民の健康観や健康づくり取り組み状況、各種健診の受診状況等から、現状の課題を把握することができた。 調査結果は健康部会に資料として提出するなど、計画見直しの基礎資料として活用した。計画書には、一部を根拠データとして掲載し、全ての単純集計結果は、ホームページに公表した。		

その他	
-----	--



## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市地域公共交通網形成計画			所管課	交通まちづくり課	
種別	基本的な計画	区分	新規	議決要否	不要	
作業期間	2016年度 ~ 2018年度	確定時期	2019年3月策定		計画期間等	2019年度 ~ 2024年度 (6年)
計画等の概要	公共交通を市内交通の主軸と位置付け、地域特性に応じた公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、市域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める。					
策定作業の流れ	2017年3月～2019年3月 三田市地域公共交通活性化協議会(7回) 2017年6月～2018年11月 三田市地域公共交通網形成計画策定分科会(6回) 2017年7月～10月 アンケート(高齢者交通行動、子育て世代交通行動、通学状況、従業員通勤状況、路線バス利用者)を実施 2017年10月～11月 三田市暮らしの交通ワークショップ(5回) 2018年9月～10月 暮らしの交通まちづくりワークショップ2018(4回) 2019年1月～2月 計画案に対するパブリックコメント 2019年3月 計画策定					
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	附属機関	意向調査	ワークショップ パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市地域公共交通活性化協議会	委員数 (うち市民委員数・%)	21人(3人) 15.0%
	審議の経過	三田市地域公共交通活性化協議会(7回)において、計画策定業務、アンケート調査及び調査結果、計画の方向性、計画案等について協議した。 三田市地域公共交通網形成計画策定分科会(6回)において、アンケート調査及び調査結果、課題の分析、計画素案、計画の方向性等について協議した。		

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市地域公共交通網形成計画の案		
	実施期間(日数)	2019年1月15日 ~ 2019年2月14日 (31日間)	意見の件数(人数)	12件(6人)
	意見の概要	・計画案を修正するもの...0件 ・提案として計画推進の参考とするもの...12件		
	結果の活用	意見は今後の計画推進の参考とした。また、寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。		

意向調査	調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した65歳以上の市民	調査方法	郵送による調査票の配布・回収
	対象者数	4,380人	回答数(回答率)	2,666人 (60.9%)
	設問概要	自家用車の利用状況について 主な外出先と移動手段について 公共交通の利用状況について		
	調査対象	乳幼児をもつ保護者	調査方法	保育所の協力を得て配布・回収、乳幼児検診時に配布・回収
	対象者数	-	回答数(回答率)	673人
	設問概要	自家用車の利用状況について 主な外出先と移動手段について 公共交通の利用状況について		
	調査対象	市内の高等学校(6校)の1年生、関西学院大学神戸三田キャンパス、湊川短期大学、神戸医療福祉専門学校三田校の1年生	調査方法	学校により調査票の配布・回収
	対象者数	-	回答数(回答率)	2,625人
	設問概要	通学手段について 学校以外の外出先と移動手段について		

意向調査	調査対象	北摂三田テクノパーク、北摂三田第二テクノパークの事業所のうち、調査協力を承諾いただいた事業所(26事業所)の従業者		調査方法	各企業の協力を得て配布・郵送による回収	
	対象者数	-	回答数(回答率)	2,068人	調査期間	2017年8月中旬 ~ 2017年10月
	設問概要	通勤手段について テクノパーク線(路線バス)の利用について				
	調査対象	利用者が少ないバス路線利用者のうち、中学生以上の方		調査方法	バス車両内で調査依頼・回収	
	対象者数	-	回答数(回答率)	684人	調査期間	2017年11月14日 ~ 2017年11月21日
	設問概要	該当バス路線の利用状況 利用にあたって不満な事柄				
	結果概要	調査により、主体別の主な外出先や移動手段、公共交通の利用状況、利用の支障となっている理由等について把握できた。 調査結果については、地区別集計による地域特性の把握などに活用し、三田市地域公共交通活性化協議会において課題検証の上、解決にむけた方向性や計画基本方針、施策に反映させた。 また、計画にも三田市の公共交通を取りまく現状として各種調査の結果を掲載し、課題の共有を図っている。				

ワークショップ	名称	三田市暮らしの交通まちづくりワークショップ	対象者	市民(交通事業者、協議会委員等を含む)		
	実施期間(回数)	2017年10月7日 ~ 2017年11月12日	(5回)	参加者数	124人	
	概要	地区の公共交通での移動の際の問題点について意見交換 第1回で意見交換した課題・問題点を確認し、地区の公共交通をより使いやすくするにはどうすればよいのかについて意見交換				
	名称	暮らしの交通まちづくりワークショップ2018	対象者	市民		
	実施期間(回数)	2018年9月24日 ~ 2018年10月13日	(4回)	参加者数	76人	
	実施概要	2017年度調査結果、事例の紹介、計画基本理念等の情報提供 地区の交通課題の共有、地区の未来像について意見交換				
	結果の活用	ワークショップの結果は各回ごとに取りまとめ、参加者だけでなく三田市地域公共交通活性化協議会にいても地域課題を把握するための基礎資料として活用した。また、ワークショップにより各地区の課題と共に描かれた解決にむけた地域の未来像は、地域の将来目指すべき姿の一案として計画に記載し、全市的なビジョンに留まらず、地域の人にとって、より身近で地域に根ざす計画となるよう工夫した。				

その他	
-----	--

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市里山と共生するまちづくり条例			所管課	里山のまちづくり課
種別	基本的な条例	区分	新規	議決要否	必要
作業期間	2017年度 ~ 2018年度	確定時期	2018年12月議決		計画期間等
計画等の概要	本市の里山と共生するまちづくりについて基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、里山の保全と活用の推進、里山の景観及び安全の確保、地域の生活環境と農業振興の調和を図るために必要な事項を定めることで、成熟したまちづくりの実現に寄与することを目的とする。				
策定作業の流れ	<p>条例の策定にあたり、広く市民に関心を持ってもらうため、限られた委員による条例検討委員会からの答申ではなく、里山の保全・活用に関する懇話会の提言を参考に市が条例素案を作成し、市民との意見交換会を通じて条例をまとめた。</p> <p>2017年7月～8月 里山の保全・活用に関する懇話会(2回)、市へ提言書提出</p> <p>2018年10月 パブリックコメント</p> <p style="padding-left: 20px;">関係者等への説明、協議に日数を要したため、市民参加条例に定める実施期間を確保できなくなったが、より多くの市民意見を聴取するために実施した。</p> <p>2018年10月 三田市里山と共生するまちづくり条例(案)意見交換会(3回)</p> <p>2018年12月 条例議決</p>				
市民意見を聴く手続数	1つ以上	採用する手続(予定を含む)	パブコメ	意見交換会	

### 計画等の策定に活用した手法

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市里山と共生するまちづくり条例の案			
	実施期間(日数)	2018年10月15日 ~ 2018年10月30日 (16日間)	意見の件数(人数)	12件 (5人)	
	意見の概要	太陽光発電設備に関する意見...3件 行動計画(戦略)で取り組む意見...4件 その他の意見...5件			
	結果の活用	寄せられた意見について条例案を修正するものはなかったが、条例制定後の取り組みの参考とする。また、意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。			

意見交換会	名称	三田市里山と共生するまちづくり条例(案)意見交換会	対象者	全市民(市内在住・在勤・在学)	
	実施期間(回数)	2018年10月27日 ~ 2018年10月30日 (3回)	参加者数	43人	
	実施概要	条例案の説明 参加者との意見交換			
	結果の活用	寄せられた意見をもとに、条例案を一部修正した。			

その他	
-----	--

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第4次三田市一般廃棄物処理基本計画				所管課	クリーンセンター
種別	基本的な計画	区分	改正	議決要否	不要	
作業期間	2017年度 ~ 2018年度	確定時期	2018年10月策定		計画期間等	2018年度 ~ 2027年度 (10年)
計画等の概要	「新・さんだスリムビジョン-三田市ごも減量化・資源化計画-」を後継し、ごみの減量・リサイクル及び適正処理に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進し、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指すものである。					
策定作業の流れ	基本計画の策定にあたり、市民アンケートの結果や前計画の成果を踏まえて、ごみの将来推計をもとに新たなごみ減量の目標値を定めるとともに、人と自然が共生し、環境への負担が少ない持続可能な循環型社会の構築を目指すものとする。 2017年8月～2018年5月 三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会(5回) 2017年7月～8月 市民意識調査 2017年11月～12月 三田市ごみの減量化に関する市民アンケート 2018年7月～8月 パブリックコメント 2018年10月 計画策定					
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	附属機関	意向調査	パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	委員数 (うち市民委員数・%)	10人(2人) 20.0%
	審議の経過	2017年8月 三田市一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問 三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会(5回)において、本市のごみ処理状況を検証し、計画の基本理念及び基本方針等の検討、アンケートの実施結果の検証、計画案について審議した。 2018年6月 答申		

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市一般廃棄物処理基本計画の案		
	実施期間(日数)	2018年7月19日 ~ 2018年8月17日 (30日間)	意見の件数(人数)	4件(2人)
	意見の概要	・計画案を修正するもの...0件 ・提案として今後の参考とするもの...4件		
	結果の活用	意見は今後の計画推進の参考とした。また、寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。		

意向調査	調査対象	市内に在住する18歳以上の市民	調査方法	郵送(インターネット回答も可)
	対象者数	2,993人 回答数(回答率) 1,396人 (46.6%)	調査期間	2017年7月24日 ~ 2017年8月14日
	設問概要	燃やすごみの収集日 燃やすごみの収集日の変更について 「新聞・折込チラシ」の主な処分方法 「段ボール」の主な処分方法 「牛乳の紙パック」の主な処分方法 「雑誌」の主な処分方法 「包装紙や紙箱など」の主な処分方法 「衣類」の主な処分方法 ごみの減量化について心掛けていること		
	調査対象	満18歳以上の三田市民	調査方法	郵送
	対象者数	1,000人 回答数(回答率) 601人 (60.1%)	調査期間	2017年11月15日 ~ 2017年12月4日
	設問概要	ごみの減量化に対する意識や行動について ごみの分別・収集について		
	結果概要	調査より、ごみの収集、資源化・減量化の現状に対する市民の意見や要望を把握することができた。調査結果は、三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。また、基本計画の具体的施策・取り組みにおける三田市の現状に反映させた。		

その他	計画初年度から5年後の2022年度を中間目標年度として、計画の見直し時期を設定している。
-----	--

## 平成30年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市立学校のあり方に関する基本方針			所管課	教育総務課
種別	基本的な計画	区分	新規	議決要否	不要
作業期間	2017年度 ~ 2018年度	確定時期	2018年7月策定		計画期間等
計画等の概要	全国的な少子化の中、本市においても長期的な減少傾向が予測され、学校園の小規模化に伴う課題が一層顕在化しており、本市においても例外ではないことから、市立小中学校の小規模化に伴う諸課題に対して、市民と教育委員会とが協働して取り組む指針として、今後の市立小中学校の適正規模、適正配置についての方向性を示すもの。				
策定作業の流れ	方針の策定にあたっては、学識経験者・自治会・PTA・市民委員・学校園関係者で構成する三田市立学校園のあり方審議会において、市立小中学校の現状及び児童生徒数等の推移を検証するとともに、適正規模、適正配置に関する具体的な方策について議論している。 2017年7月～2018年3月 三田市立学校園のあり方審議会(7回) 2018年5月～6月 基本方針案に対するパブリックコメント 2018年7月 基本方針策定 2018年8月～9月 基本方針説明会(全8中学校区)				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	附属機関	パブコメ	

### 計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市立学校園のあり方審議会		委員数 (うち市民委員数・%)	13人(4人) 31.0%
	審議の経過	2017年7月 三田市立学校園のあり方基本方針の策定について諮問 三田市立学校園のあり方審議会(7回)において、子どもたちにとってより良い教育環境づくりに向けて、教育的観点から本市における小中学校の現状と課題を分析し、学校規模の望ましい基準、その基準に照らした学校の配置を中心に、今後の小中学校のあり方について審議した。 2018年3月 答申			
パブリックコメント	パブコメの対象	三田市立学校のあり方に関する基本方針の案			
	実施期間(日数)	2018年5月10日 ~ 2018年6月11日 (33日間)	意見の件数(人数)	41件(15人)	
	意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針案を修正するもの...0件</li> <li>・提案として今後の取組の参考とするもの...41件</li> </ul>			
	結果の活用	いただいた意見は基本方針に基づく取り組みの参考とした。また、意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。			
その他	2018年8月～9月 三田市立学校のあり方に関する基本方針説明会(全8中学校区) (1)参加者:243人 (2)発言の内訳:質問78件、意見6件 (3)主な発言内容 基本方針策定にあたって、適正配置を考える上での基準及び具体的な方策について 保護者・地域との協議について、学校と地域との関係・まちづくりについて 今後のスケジュールについて				

## 平成30年度市政参加市民名簿の活用実績

	事項	附属機関等	その他	名簿抽出		任期等開始	募集人数	決定人数	備考
				人数	抽出日				
1	三田市協働のまちづくり推進委員会	○		211	H30.4.23	H31.1.21	2	2	
2	三田市空家等対策協議会	○		390	H30.10.3	H31.4.27	2	2	
3	三田市環境審議会	○		183	H30.11.26	H30.12.26	1	1	
4	市政への市民参加推進委員会	○		159	H31.1.21	H31.4.1	2	2	
5	三田市景観審議会	○		237	H31.1.22	H31.4.1	2	2	

合計（延べ人数）

附属機関等	9
その他	0
計	9

# 平成30年度の附属機関の設置と委員構成の状況

【三田市市政への市民参加条例第10条より】  
市民委員の合計人数が当該附属機関の委員の  
人数の3割以上になるよう努めること。

資料5-4

No.	所管課	附属機関名	担当事務の概要	設置根拠		定数	任期	発令日	総数 ①	委員構成(人)				学識	その他	備考
				法律	条例					市民委員		計②	②/①			
										名簿	公募					
1	政策課	三田市市政への市民参加推進委員会	三田市市政への市民参加条例の運用状況及び評価に関すること等		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年	H29.5.9	5	2	2	40.0%	3			
2	政策課	三田市行政評価委員会	三田市行政評価条例に規定する外部評価に関すること等		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	2年	H29.7.12	10		0	0.0%	3	7		
3	市民病院改革プラン推進課	市民病院の継続的な経営に関する審議会	市民病院における経営の現状と課題に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで	H30.3.6	9		0	0.0%	4	5		
4	危機管理課	三田市防災会議	三田市地域防災計画を作成・実施を推進すること。市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。等	災害対策基本法	三田市防災会議条例	30人以内	2年	H29.8.31	29		0	0.0%		29		
5	危機管理課	三田市水防協議会	水防法の規定に基づく水防計画その他水防に関する調査審議	水防法	三田市水防協議会条例	13人以内	2年	H29.8.29	8		0	0.0%		8		
6	危機管理課	三田市国民保護協議会	市の区域に係る国民の保護のための措置に関する審議等	国民保護法	三田市国民保護協議会条例	35人以内	2年(法)	H29.8.29	22		0	0.0%		22		
7	総務課	三田市情報公開審査会	三田市情報公開条例の規定による諮問に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年	H30.10.1	4		0	0.0%	4			
8	総務課	三田市個人情報保護審査会	三田市個人情報保護条例の規定による諮問に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年	H30.10.1	4		0	0.0%	4			
9	総務課	三田市オンブズパーソン	三田市オンブズパーソン条例の規定により申し立てられた意見等を調査し、簡易迅速に処理すること等		三田市まちづくり基本条例、三田市オンブズパーソン条例	2人	3年	H29.4.1	2		0	0.0%	2			
10	総務課	三田市行政不服審査会	行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項を処理すること	行政不服審査法	三田市附属機関の設置に関する条例	3人以内	3年	H30.4.1	3		0	0.0%	3			
11	総務課・人事課	三田市倫理審査会	三田市職員倫理条例に規定する報告書に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	3人以内	2年	H30.10.1	3		0	0.0%	3			
12	人事課	公務災害補償等認定委員会	三田市議会の議員その他非常勤務の職員の公務災害補償等に関する条例に規定する公務災害等に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	5人	3年	H29.4.1	3		0	0.0%	2	1		
13	人事課	公務災害補償等審査会	三田市議会の議員その他非常勤務の職員の公務災害補償等に関する条例に規定する申立てに関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	3人	3年	H29.4.1	3		0	0.0%	2	1		

No.	所管課	附属機関名	担当事務の概要	設置根拠		定数	任期	委員構成(人)						備考		
				法律	条例			発令日	総数 ①	市民委員			学識		その他	
										名簿	公募	計② ②/①				
14	協働推進課	三田市協働のまちづくり推進委員会	三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年	H31.1.21	5	2		2	40.0%	2	1	
15	まちづくり協働センター	三田市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の推進に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	2年	H29.6.27	10	3		3	30.0%	2	5	
16	文化スポーツ課	三田市市民生活部指定候補者選定委員会	指定候補者の選定に係る基準の決定に関する調査審議等		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日	H30.6.18	5	1		1	20.0%	2	2	H30年12月議決済
17	文化スポーツ課	三田市総合文化センター運営評価委員会	三田市総合文化センターの運営評価に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	2年	H30.7.1	9	2	1	3	34.0%	1	5	
18	文化スポーツ課	三田市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する調査審議等	スポーツ基本法	三田市スポーツ推進審議会条例	20人以内	2年	H29.7.20	11	1	2	3	28.0%	2	6	
19	文化スポーツ課	三田市生涯学習審議会	生涯学習の総合的な推進及び振興並びに社会教育の施策に関する調査審議等		三田市生涯学習審議会条例	15人以内	2年	H29.7.2	10	2	1	3	30.0%	3	4	
20	文化スポーツ課	三田市文化財保護審議会	市指定文化財の指定並びにその指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する調査審議等	文化財保護法	三田市文化財保護条例	10人以内	2年	H30.4.1	5			0	0.0%	5		
21	文化スポーツ課	三田市立図書館運営評価委員会	三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年	H30.4.1	6	1		1	17.0%	3	2	
22	農業創造課	三田市農業共済損害評価会	共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項の調査審議	農業保険法	三田市農業共済条例	14人以内	3年	H30.4.1	14			0	0.0%	14		
23	子ども政策課	三田市子ども審議会	子ども・子育て支援法に規定する事務の処理等	子ども・子育て支援法	三田市子ども審議会条例	30人以内	2年	H29.11.7	16	5		5	32.0%	3	8	
24	健やか育成課	三田市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議等	地方青少年問題協議会法	三田市青少年問題協議会条例	25人以内	2年	H29.8.29	23			0	0.0%		23	
25	保育振興課	三田市心身障害児等保育指導委員会	心身障害児等に係る保育所の入所判定及び観察指導に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	1年	H30.6.1	5			0	0.0%	5		
26	地域福祉課	三田市民生委員推薦会	民生委員の推薦に関する方針を決定すること。民生委員候補者を決定し、知事に推薦すること。等	民生委員法	-	14人以内(規則)	3年(政令)	H28.7.1	10			0	0.0%	2	8	
27	人権推進課	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権施策の推進に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	15人以内	2年	H29.7.24	15		3	3	20.0%	2	10	



No.	所管課	附属機関名	担当事務の概要	設置根拠		定数	任期	委員構成(人)						備考	
				法律	条例			発令日	総数 ①	市民委員			学識		その他
										名簿	公募	計② ②/①			
28	障害福祉課	三田市障害者差別 紛争調整委員会	障害を理由とする差別に関し、紛争 解決に向けたあっせんを行う	障害者差別解消 法	三田市附属機関の 設置に関する条例	5人以内	2年	H31.1.28	3			0	0.0%	3	
29	障害福祉課	三田市障害支援区 分認定審査会	障害者総合支援法に規定する介護給 付費等の支給に関する審査	障害者総合支援 法	三田市障害支援区分 認定審査会の委員の 定数等を定める条例	20人以内	2年(政令)	H29.4.1	20			0	0.0%	20	
30	障害福祉課	三田市手話施策推 進協議会	施策の推進方針、実施状況及びそれ らの見直しについて市長に意見を述 べること		三田市みんなの手 話言語条例	10人以内	2年	H29.9.21	10			0	0.0%	2	8
31	介護保険課	三田市高齢者・介 護審議会	市の高齢者・介護施策に関する調査 審議 等		三田市附属機関の 設置に関する条例	15人以内	2年	H31.1.1	12			0	0.0%	3	9
32	介護保険課	三田市介護保険施 設等事業者選考委 員会	三田市介護保険事業計画に基づき市 が公募する介護保険施設に係る事業 者等の審査等に関する調査審議		三田市附属機関の 設置に関する条例	7人以内	2年	H30.10.19	5			0	0.0%	2	3
33	介護保険課	三田市介護認定審 査会	介護保険法に規定する審査判定業務	介護保険法	三田市介護保険条 例	30人以内	2年(政令)	H29.4.1	20			0	0.0%	20	
34	いきいき高 齢者支援課	三田市老人ホーム 入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する調査 審議		三田市附属機関の 設置に関する条例	7人以内	2年	H30.4.1	7			0	0.0%	4	3
35	健康増進課	三田市予防接種等 健康被害調査委員 会	予防接種法に基づき実施する予防接 種等による健康被害の原因に関する 調査審議		三田市附属機関の 設置に関する条例	6人以内	1年	H30.4.1	6			0	0.0%		6
36	国保医療課	三田市国民健康保 険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する協 議	国民健康保険法	三田市国民健康保 険条例	12人	3年(政令) 次期改選時よ り適用	H31.1.1	12	2	2	4	34.0%	1	7
37	都市計画課	三田市景観審議会	良好な景観の形成に関する調査審議		三田市附属機関の 設置に関する条例	20人以内	2年	H29.6.1	14	2		2	15.0%	7	5
38	都市計画課	三田市都市計画審 議会	都市計画に関すること及び都市計画 について本市が提出する意見に関す る審議	都市計画法	三田市都市計画審 議会条例	20人以内	2年	H30.6.1	17		2	2	12.0%	8	7
39	交通まちづ くり課	三田市地域公共交 通活性化協議会	地域公共交通網形成計画の作成及び 実施に関し必要な協議を行うこと	地域公共交通の 活性化及び再生 に関する法律他	-	不定	2年(要綱)	H29.3.22	21	3		3	15.0%	3	15
40	都市再生課	三田市空家等対策 協議会	空家等対策計画の作成及び変更に関 する調査審議 等	空家等対策の推 進に関する特別 措置法	三田市空家等対策 協議会条例	16人以内	2年	H29.3.1	10	2		2	20.0%	3	5
41	審査指導課	三田市建築審査会	建築基準法に規定する同意及び審査 請求に対する裁決についての議決 等	建築基準法	三田市建築審査会 条例	7人	2年	H29.4.1	7			0	0.0%	5	2

No.	所管課	附属機関名	担当事務の概要	設置根拠		定数	任期	委員構成(人)						備考		
				法律	条例			発令日	総数 ①	市民委員			学識		その他	
										名簿	公募	計② ②/①				
42	環境創造課	三田市環境審議会	環境基本計画に関する事項、環境の保全と創造に関する基本的事項に関する調査審議	環境基本法	三田市環境基本条例	18人以内	2年	H30.8.7	15	5		5	34.0%	4	6	
43	環境創造課	三田市旅館業立地審査会	旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例の規定に基づく同意に関する調査審議 等		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年	H30.11.2	5			0	0.0%	2	3	
44	環境創造課	三田市居住環境等保全審査会	三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の規定に基づく同意に関する調査審議 等		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年	H30.8.1	5			0	0.0%	2	3	
45	クリーンセンター	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで	H29.8.28	10	2		2	20.0%	1	7	H30年6月審議終了
46	教育総務課	三田市立学校園のあり方審議会	市が設置する小学校、中学校及び幼稚園の適正規模・適正配置に関する調査審議 等		三田市附属機関の設置に関する条例	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで	H29.7.25	13	1	3	4	31.0%	2	7	H30年9月審議終了
47	学校教育課	三田市生徒指導等問題対策委員会	生徒指導等に関する調査審議 等		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年	H29.4.1	7			0	0.0%	4	3	
48	学校教育課	三田市教育支援委員会	障害のある児童生徒等に係る就学相談及び就学指導に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	18人以内	2年	H29.4.1	16			0	0.0%	2	14	
49	学校給食課	三田市学校給食運営協議会	学校給食に関する重要な事項及び三田市立学校給食センターの運営に関する調査審議		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	1年	H30.7.1	8			0	0.0%		8	
合計									492	30	14	50	11.0%	174	268	

※ 附属機関のうち、平成30年度中に発令のないものは除外している。